

市立豊中病院準個室貸借業務委託 仕様書

令和4年（2022年）8月1日

市立豊中病院

市立豊中病院準個室賃貸借業務委託仕様書

1 目的

市立豊中病院（以下「病院」という。）では、入院治療について当院患者様へ利便性向上並びに地域の中核病院としての院内環境整備を図るために、当該業務を行う事業者を選定するものである。

本業務は、直接市民に対してサービス向上を提供するものであるため、最もふさわしい事業者の概要及び基準条件等について必要な事項を定めるものである。

2 基本事項

(1) 事業名

市立豊中病院準個室賃貸借業務委託事業

(2) 事業期間

契約期間：準備期間 契約締結日から令和4年12月31日

：賃貸借期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日（60ヶ月）

但し、準備期間後の賃貸借期間におけるメンテナンスについては、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。なお、年末年始については、別途病院と事業者で事業実施日を協議のうえ決定する。

(3) 業務実施場所

大阪府豊中市柴原町4丁目14番1号 市立豊中病院

入院病棟 48床(1室4床の総室) *具体的な部屋番号は別途指定する

(4) 契約方式

賃貸借契約

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約)

(5) 支払方法

賃貸借料は毎月払いとし、当該月の翌月末日に事業者からの請求に従い支払うものとする。

3 受託者及び業務従事者

- (1) 本業務の実施に際しては病院が公募型プロポーザル基本方針において設ける基準「参加資格」に従う。

4 業務内容等

- (1) 具体的な施工内容等については事業者から提案された企画提案書に基づき病院と協議の上、決定する。
- (2) 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう十分配慮すること。
- (3) 病院が病室の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。
- (4) 病院が病室の保全のため、立ち入りまたは現地調査を行おうとするときは、これを拒んではならない。
- (5) 事業者は賃貸借物件を契約した用途以外に使用し、もしくは担保に供してはならない。
- (6) 事業者は準備期間中故意又は過失により当該建物を滅失、棄損または汚損など原形を变形してはならない
- (7) 病院業務で病院が求める情報は、その度病院に書面をもって報告すること
- (8) 事業者は、業務を通じて知り得た利用者の個人情報及び当院との契約にかかる一切の情報を第三者に漏らしてはならないものとする。
- (9) 事業者は建築基準法、消防法、その他関係法令を遵守した上で本業務に伴う関係法令上必要な申請手続き等は、すべて事業者が行うこととする。

5 仕様

(賃貸借の対象となる準個室の内容)

本仕様は、病棟における患者プライバシーへの配慮を中心とした療養環境のさらなる向上を図り、昨今の患者ニーズにこたえるため、現在4人で使用している総室について、定員はそのままにしながらも、テレビ台や収納棚、鏡などを備えた医療用家具でベッド間を区切ることにより、各ベッドを準個室とすることを目的とする。また、感染対策に十分配慮した準個室化を実現することも目的とする。内容は以下のとおり。

なお、対象病室については別途平面図に示すこととする。

①事前調査

②養生

③既存壁仕上材の除去

④抗ウィルス仕様の長尺シート貼り

⑤抗ウィルス仕様の壁紙貼り

⑥天井再塗装

⑦木製間仕切家具の設置

※1床あたり6.4平方メートル以上確保できるサイズ

※ベッドの移動が問題なくできるサイズ

- ⑧特別な療養環境として、適切な設備を有すること。
- ⑨感染対策として低濃度オゾン発生装置を設置すること。
- ⑩美装及び片付け

(仮設・養生)

準備期間中、作業員及び資機材の落下、衝突防止など、安全確保の為の仮設及び既存部分への破損、汚損防止の為に必要な養生を行うものとする。

(準備期間中の条件)

- ①作業開始、終了時は当院担当職員に連絡するものとする。
- ②当該業務は病院運営しながらの施工となる為、入院患者、来院者に配慮し作業を行うこととする。
- ③事業者は、常に業務従事者の健康管理に注意し、伝染病疾患に罹患した者を業務に従事させてはならない。
- ④当院スタッフの業務に支障を来さぬよう病院関係者及び監督員と工法、機種選定、配置、搬入経路、日程の協議・調整を行い本工事を施工するものとする。
作業時間は平日 9:00 から 17:00 に行うものとする。

(提出書類)

提案書、個室イメージ画像、間仕切り家具図面、作業計画書、完了報告書を提出するものとする。

(疑義)

本仕様書に記載のない事項については、監督員と協議のうえ決定することとする。

(その他)

- ①搬入設置費用・取付費用等、物品納入に関連して必要となる諸経費はすべて本事業に含むこととする。
- ②準備期間終了後の賃貸借期間中の準個室に係る破損、汚損については、「市立豊中病院準個室賃貸借業務委託公募型プロポーザル募集要項」の評価項目で求められる美装、機能等についてメンテナンスを行い原状復帰させる費用を賃貸借費用に含むこととする。

《当院に掛る参考事項》

- ・業種：総合病院
- ・所在地：大阪府豊中市柴原町4丁目14番1号
- ・敷地面積：28,364 m²
- ・病床数：613床
- ・平均外来患者数：20,041人／月（令和3年度）
- ・平均入院患者数：11,245人／月（令和3年度）
- ・職員数（臨時・嘱託を含む）：1062人（令和4年4月時点）
- ・契約業者の常駐従業員数：345人（令和4年4月時点）
- ・休診日：土日祝日、年末年始（12／29～1／3）